

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十四号

##### 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。